

<利用契約別紙>

<令和 6 年 6 月 1 日改定版第 1 号>

重要事項説明書

介護老人保健施設ピュアネス藍

<訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション>

(1) 運営規定の概要

<施設の名称等>

- ・ 施設名 介護老人保健施設ピュアネス藍
- ・ 所在地 奈良県大和郡山市本庄町1番地の5介護老人保健施設ピュアネス藍1F
- ・ 電話番号 0743-56-8001
- ・ FAX番号 0743-56-9076
- ・ 管理者氏名 野中家久
- ・ 開設年月日 平成9年11月1日
- ・ 指定番号 奈良県第2950280111号

<事業の目的と運営の方針>

1. 要介護状態、要支援状態にある利用者に適切な訪問リハビリテーションを提供します。
2. 訪問リハビリテーション計画を立て必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、可能な限り自宅で自立した生活を過ごして頂けるように在宅ケアの支援に努めます。
3. 居宅介護支援事業所や保健医療福祉サービス提供者、関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域で総合的サービスを受けられるように努めます。
4. 利用者が「にこやか」で「個性的に」過ごせるサービス提供に努めます。
5. 懇切丁寧を旨とし、利用者や家族に療養上必要な事項について理解しやすいように同意を得て指導・説明をします。
6. 個人情報個人情報保護法や厚生労働省のガイドライン、施設の「個人情報の利用目的」と「秘密の保持及び個人情報の保護」(別掲)に従って適切に取り扱い、外部への情報提供は利用者等の了解を得ることにします。

<通常のサービス提供地域・日時等>

- ・ サービスを提供する地域 大和郡山市・斑鳩町・安堵町
- ・ サービスを提供する日 月曜日から土曜日(祝日を含む)
(ただし、日曜日、年末年始を除きます。)
- ・ サービスを提供する時間 午前9時から午後5時まで

<施設の職員体制及び職務内容>

- ・ 管理者 1名
従業員の管理、利用申し込みの調整、業務の実施状況の把握その他の管理を行います。
- ・ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士 1名
訪問リハビリテーション計画に基づき適正な訪問リハビリテーションを提供します。

<利用者の負担額>

- ・ 別掲の通りです。（「利用料金について」をご覧ください）

<相談・苦情処理>

- ・ 相談・苦情等に関する窓口を設置し、要望・苦情に迅速に対応します。苦情の内容は解決の日から2年間保存します。（詳細別掲）

<ハラスメントの防止>

- ・ 適切なサービスの提供を確保する観点から、施設において行われる性的な言動、立場的優越な関係を背景にした言動において、必要かつ相当な範囲を超えたものによりサービスの提供が害されることを防止いたします。

<事故発生時の対応>

- ・ 訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族、居宅介護支援事業所に連絡し、必要な措置を講じます。
- ・ 事故の状況、事故に際して取った処置について記録し、その完結の日から2年間記録を保存します。
- ・ 訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

<業務継続計画>

- ・ 施設は感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しています。

<第三者による評価>

- ・ 第三者による評価は実施しておりません。

＜その他運営に関する重要事項＞

- ・ 従業者の資質向上のため、研修を実施します。
- ・ 従業者は従業者でなくなった後も業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。
- ・ 運営規定に関する重要事項は医療法人青心会と事業所の管理者の協議に基づき定めます。

（２）従業者の勤務の体制

- ・ 管理者：１名
- ・ 理学療法士、作業療法士または言語聴覚士：１名

※実際に勤務する最低人数を掲示しています。

（３）事故発生時の対応

＜緊急時の対応＞

- ・ 現に訪問リハビリテーションの提供を行っている時に利用者の病状の急変が生じた場合その他利用者の生命・身体に急を要する事態が発生した場合は、速やかに主治の医師又は歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

＜事故発生時の対応＞

- ・ サービスの提供により事故が発生した場合、事業所は利用者に必要な措置を講じます。
- ・ 医師等の医学的判断により専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力歯科医療機関その他の専門機関等での診察を依頼します。
- ・ 利用者の家族等利用者又は扶養者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

（４）苦情処理の体制

＜事業所の相談・苦情の窓口＞

- ・ 相談、苦情の窓口：介護老人保健施設ピュアネス藍

訪問リハビリテーション担当者又は事務長までお寄せ下さい。

- ・ 電話：０７４３－５６－８００１

（平日９：００～１７：００ 日・祝を除く）

<市町村、公共団体の窓口>

- ・ 大和郡山市役所 介護福祉課高齢福祉係 電話 0743-53-1151
- ・ 安堵町役場 健康福祉課 福祉保健センター 電話 0743-57-1590
- ・ 斑鳩町役場 住民生活部福祉課高齢福祉係 電話 0745-74-1001
- ・ 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係
電話 0744-29-8326

(5) 訪問リハビリテーションについて

<介護保険証について>

訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は要介護認定（要支援認定）をお持ちの方が対象になる介護保険サービスです。介護保険の請求のため、ご利用前と介護保険証・負担割合証に変更があった場合に介護保険証、負担割合証を確認させていただきます。また、介護保険証、負担割合証に変更があった場合はお声がけ下さい。

<訪問リハビリテーションについて>

訪問リハビリテーションは、次の要件が全て満たされたときに実施されます。

- ・ 主治の医師がその治療の必要を認め、リハビリテーションの指示を出したこと
- ・ 主治の医師が指示を出す診察から3月以内であること
- ・ 利用者が家庭等での生活を継続させるための居宅サービス計画に計画されていること

訪問リハビリテーションは、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションです。

<訪問リハビリテーション計画について>

サービス提供にあたり、訪問リハビリテーション計画が作成されます。利用者・ご家族様の希望を十分に取り入れて作成いたします。ご希望等がございましたらお気軽にお申し付け下さい。また、訪問リハビリテーション計画には同意をいただくことになりますので、訪問リハビリテーション計画の説明にご同意頂いた時は訪問リハビリテーション計画書にご署名をお願いします。

<サービス従事者について>

サービス従事者は常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められたときはいつでも身分証を提示します。

<連携について>

訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員（地域包括支援センター）及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努めます。

利用者がサービス計画の変更を希望する場合は速やかにその内容を担当介護支援専門員（地域包括支援センター）に連絡する等、必要な援助を行います。リハビリテーション実施計画の変更に際し、サービス計画の変更が必要となる場合、速やかに担当介護支援専門員（地域包括支援センター）に連絡する等必要な援助を行います。

（６）利用料金について

<介護保険給付の利用料金>

（１）介護保険による利用料金の説明（要介護・要支援共通）

介護保険による給付（利用料）は、厚生労働省の告示で定められた単位数の合計に、地域やサービスごとに異なる割合を掛けて求められます。当施設（大和郡山市）の訪問リハビリテーションの１単位の単価は１０円３３銭です。（大和郡山市以外の地域でサービスを提供しても、単価は変わりません。）

原則として利用者負担は１割（異なる方もおられます。介護保険証、負担割合証等でご確認下さい）ですので、合計単位数に 1.033 を掛けて得た額が介護保険の請求金額（利用者負担金額）となります。

（２）訪問リハビリテーションの料金（要介護認定をお持ちの方）

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）」より抜粋し編集しています。実際にはご利用いただけないサービスも含まれておりますのであらかじめご了承ください。

- １、 訪問リハビリテーション費：３０８単位／回（３１９円／回）
- ２、 同一建物減算１：所定単位数の１０％減算／月
- ３、 同一建物減算２：所定単位数の１５％減算／月
- ４、 特別地域訪問リハビリテーション加算：所定単位数の１５％加算／月
- ５、 中山間地域等における小規模事業所加算：所定単位数の１０％加算／月
- ６、 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：所定単位数の５％加算／月
- ７、 短期集中リハビリテーション実施加算：２００単位／日（２０７円）／日
- ８、 リハビリテーションマネジメント加算イ：１８０単位／月（１８６円／月）
- ９、 リハビリテーションマネジメント加算ロ：２１３単位／月（２２０円／月）
- １０、 事業所の医師が利用者等に説明し利用者の同意を得た場合：２７０単位／月（２７９

円／月)

- 1 1, 計画診療未実施減算：－ 5 0 単位／回（－ 5 2 円／回）
- 1 2, 移行支援加算：1 7 単位／日（1 8 円／日）
- 1 3, 認知症短期集中リハビリテーション加算：2 4 0 単位／日（2 4 8 円／日）
- 1 4, サービス提供体制強化加算Ⅰ：6 単位／回（7 円／回）
- 1 5, サービス提供体制強化加算Ⅱ：3 単位／回（3 円／回）
- 1 6, 口腔連携強化加算：5 0 単位／ 月（5 2 円／月）
- 1 7, 退院時共同指導加算：6 0 0 単位／回（6 2 0 円／回）

※訪問リハビリテーションは1回20分です。括弧内の金額は1割負担の方の自己負担概算金額です。

（3）介護予防訪問リハビリテーションの料金（要支援認定をお持ちの方）

「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）」より抜粋し編集しています。実際にはご利用いただけないサービスも含まれておりますのであらかじめご了承ください。

- 1, 介護予防訪問リハビリテーション費：2 9 8 単位／回（3 0 8 円／回）
- 2, 同一建物減算1：所定単位数の1 0 %減算／月
- 3, 同一建物減算2：所定単位数の1 5 %減算／月
- 4, 特別地域訪問リハビリテーション加算：所定単位数の1 5 %加算／月
- 5, 中山間地域等における小規模事業所加算：所定単位数の1 0 %加算／月
- 6, 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算：所定単位数の5 %加算／月
- 7, 短期集中リハビリテーション実施加算：2 0 0 単位／日（2 0 7 円）／日
- 8, 計画診療未実施減算：－ 5 0 単位／回（－ 5 2 円／回）
- 9, 介護予防訪問リハビリテーションを利用した開始月から起算して1 2 ヶ月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行った場合の減算：－ 5 単位（－ 6 円）
- 1 0, 事業所評価加算：1 2 0 単位／月（1 2 4 円／月）
- 1 1, サービス提供体制強化加算Ⅰ：6 単位／回（7 円／回）
- 1 2, サービス提供体制強化加算Ⅱ：3 単位／回（3 円／回）
- 1 3, 口腔連携強化加算：5 0 単位／ 月（5 2 円／月）
- 1 4, 退院時共同指導加算：6 0 0 単位／回（6 2 0 円／回）

※介護予防訪問リハビリテーションは1回20分です。括弧内の金額は1割負担の方の自己負担概算金額です。

＜介護保険給付外の利用料金＞

- 交通費
- ① 通常のサービス提供地域の方：無料
 - ② 通常のサービス提供地域外の方：サービス提供地域を越えた交通費の実費

※ 自動車を利用した場合、実施地域を越えて5km未満は315円（税抜286円）、それ以降は1km増すごとに106円（税抜96円）です。

※ 消費税率が変動すれば、税込み金額が変動しますのでご了承下さい。

その他の実費

居宅において訪問リハビリテーション従事者がリハビリテーションを実施するために使用する衛生材料等の物品、水道、電気、電話の費用はご負担下さい。

<計算方法>

介護保険給付による利用料金の利用者負担金額に、介護保険給付外の利用料金を加えた金額がご請求額になります。利用料金は、毎月1日から末日までの期間で計算します。なお、介護保険の区分見直し等の理由により介護保険給付による請求ができない場合は認定が出た後に計算し、請求することになりますのであらかじめご了承下さい。

<支払い方法>

毎月10日（10日が休業日の場合は翌営業日）に、前月分の請求書を発行し10日以降のご利用時に訪問職員がお渡しします。ご利用料は毎月25日までに お支払い下さい。利用料は現金で訪問職員にお渡し下さい。領収書をお渡しします。

ご本人様や同居のご家族様による支払いが困難な方や、後見人・別居のご家族様等による支払いを希望される場合はあらかじめご相談下さい。また、利用終了月の支払い方法につきましてもあらかじめご相談下さい。

なお、事務所の窓口でもお支払いいただけます。10日（10日が休業日の場合は翌営業日）以降に事務所で現金にてお支払い下さい。

※ 事務所営業日時：月曜日から土曜日 午前9時から午後5時

ただし、日曜日、年末年始【当施設規定による】を除きます。

（7）記録

施設は、利用者の訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。ただし、法令等に別の期間が定められた場合はその期間とします。

当施設は、利用者が訪問リハビリテーションのサービス提供に関する記録の閲覧、複写を求めた場合、原則としてこれに応じます。ただし、扶養者その他の者（利用者の代理人を含む）に対しては、利用者の承諾のある場合又は司法官憲の発する令状のある場合、その他必要やむを得ない場合に限りこれに応じます。

（８）虐待防止に関する事項

事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置などを活用して行うことができるものとする）を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。虐待防止のための指針を整備し、従業員に対して虐待防止するための定期的な研修を実施します。

（９）秘密の保持及び個人情報の保護

当施設及び当施設の職員は、重要事項説明書に定める個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報等を適切に取り扱い、重要事項説明書に定める業務上の必要がある場合を除き第三者に漏らしません。

前項に掲げる事項は契約終了後も同様の扱いとし、当施設の職員がその身分を失った後も同様の扱いとします。

（１０）個人情報の利用目的（プライバシーポリシー）

介護老人保健施設ピュアネス藍では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について利用目的を以下の通り定めます。

【介護老人保健施設内部での利用目的】

- ・当施設が介護サービスの利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち、
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

【他の事業所等への情報提供を伴う利用目的】

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託

- 審査支払機関へのレセプトの提出
- 審査支払機関または保険者からの紹介への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

〔他の事業所等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

平成17年4月1日 介護老人保健施設ピュアネス藍 施設長 野中家久

令和6年6月1日より施行

